

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団

栃木県内高校募集 大学奨学金（医師/歯科医師志望）（1号奨学金）

2023 年度奨学生募集要項（2023 年 4 月進学予定）

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下、「本財団」という。）は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の高等学校出身の医療を志す学生に対し奨学援助を行い、将来医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- （1）奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- （2）奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- （3）この奨学金は、他の奨学金と重複して受給することをさまたげません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- （1）栃木県内の高等学校を卒業する予定の者または卒業した者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
- （2）大学の医学部または歯学部の医師又は歯科医師の国家試験受験資格が得られる課程へ 2023 年 4 月に進学し医師又は歯科医師を志望すること
- （3）在籍するまたは在籍した高等学校長の推薦を受けることができること
※進学先の大学の所在地についての制限はありません。（栃木県外の大学への進学も含まれます。）
※既卒者（いわゆる浪人生）も対象です。

4. 採用人数

10 名予定

5. 奨学金の額と給付の方法

- （1）給付金額 月額 5 万円／名
- （2）給付の期間 6 年間
ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止される可能性があります。
- （3）給付の方法

奨学金は、3 か月（四半期）毎の初月の下旬に給付するものとします。（本人名義の銀行の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。）

1 回目	4 月～6 月(第 1 四半期)分	4 月/5 月下旬
2 回目	7 月～9 月(第 2 四半期)分	7 月下旬
3 回目	10 月～12 月(第 3 四半期)分	10 月下旬
4 回目	1 月～3 月(第 4 四半期)分	1 月下旬

6. 奨学金の休止又は廃止事由

(1) 休止事由

ア 休学、あるいは長期に欠席するとき（本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む）

(2) 廃止事由

ア 退学したとき

イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ウ 学業成績又は性行が不良となったとき

エ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

オ 奨学生としての資格を失ったとき

カ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(3) 奨学金の返還

前記（1）アまたは（2）ア～カのいずれかに該当した場合には、該当した期間の奨学金の全部または一部の返還を求められます。

7. 手続

(1) 必要書類

ア 願書（財団指定様式を用い応募者本人が記載）

イ 高等学校長の推薦書（財団指定様式）

ウ 調査書（欠席がやむをえない理由の場合はそれを考慮するため、欠席日数の理由の記載が必要です。）

エ 課題（応募者本人が記載）

A：自己紹介（財団指定様式を用い A4 判 1 枚に）

B：10 年後の自分（財団指定様式を用い A4 判 1 枚に）

（10 年後、どのように社会に貢献できる人間になりたいか）

(2) 提出方法

必要書類 ア～エは各高等学校でとりまとめて本財団事務局宛（下記「提出先」）に郵送してください。（必要書類 ア、イ、エは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用すること。）

(3) 提出期限

2022 年 10 月 31 日（財団必着）

(4) 提出先（郵送先）

〒321-3231 栃木県宇都宮市清原工業団地 8 番 3 マニー株式会社本社内

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局 1 号奨学金受付 宛て

8. 奨学生の選考、採用決定

- (1) 応募者の内定/補欠/不採用の選考は、本財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を 2023 年 1 月 20 日までに高等学校及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 内定した者（内定者）が応募資格を満たす大学に合格・入学・財団必要書類を提出した場合に、または、補欠となった者（補欠者）が応募資格を満たす大学に合格・入学し、欠員が生じたことによって繰上がり、財団必要書類を提出した場合に、代表理事が奨学生の採用決定を行います。なお、補欠者が繰上がりで奨学生に決定した場合は速やかに高等学校及び本人に通知します。
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の責務

奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。また、最終学年次以前は成績証明書（進級時/後に取得し提出）、最終学年次は卒業証明書（卒業時/後に取得し提出）又はそれに準ずるもの、その他提出の必要ありと財団が判断した書類の提出が義務付けられています。

以上